コード	大項目	小項目	問題	解説	解答
25064	日照・日射	日射量	北緯35度の地点における春分・秋分の日において，南中時の直達日射量は，南向き鉛直面より水平面のほうが小さい．	北緯35度の地点における春分・秋分の日の南中時の太陽高度は「約54度」であり，南中時の太陽高度が54度の直達日射量を水平面と南向き鉛直面に分解したそれぞれの直達日射量は，南向き鉛直面より水平面のほうが大きくなる． 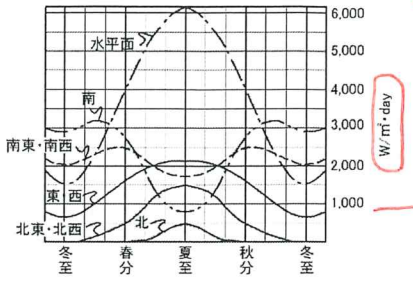	×
23063	日照・日射	可照時間	北緯35度の地点における南向き鉛直壁面の1日の可照時間は，春分の日及び秋分の日が12時間で最長となり，冬至の日が最短となる．	北緯35度の地点における南向き鉛直壁面の1日の可照時間は，春分の日及び秋分の日が12時間で最長，冬至の日が約9時間32分，夏至の日が7時間で最短となる． 季節ごとの壁面の方位別可照時間(北緯36 付近) 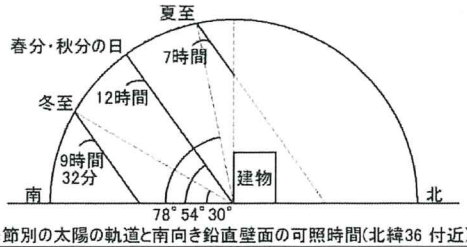 季節別の太陽の軌道と南向き鉛直壁面の可照時間(北緯36 付近)	×
22044	日照・日射	遮へい	日射遮蔽係数は，3㎜厚の普通透明ガラスの日射遮蔽性能を基準として表した係数であり，その値が大きいほど日射熱取得が小さくなる．	日射遮へい係数は，3mm厚の普通透明ガラス1㎡を通して室内に流入する日射量に対する，実際に用いる熱線吸収ガラスや遮へい物付きの窓ガラス1㎡を通して室内に流入する日射量の比をいう．遮へい性能の指標として用いる．尚，日射遮蔽係数が大きい程，遮蔽効果は小さく(日射熱取得は大きく)なる． 「日射遮蔽係数」＝「実際の窓の日射熱取得量」/「標準ガラス窓の窓の日射熱取得量」	×
20032	日照・日射	遮へい	窓ガラスの日射熱取得率(日射侵入率)は，ガラスに入射した日射量に対する，ガラスを透過した日射量の割合で表される．	窓ガラスの日射熱取得率(日射侵入率)は，「ガラスに入射した日射量」に対する，「ガラスを透過した日射量と，一旦ガラスに吸収され室内側に放射される熱量の合計」の割合で表される． 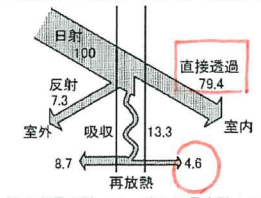 除去熱量合計 16.0　流入熱量合計 84.0 <フロート板ガラス>	×
30101	音響	遮音特性	吸音率は，「壁へ入射する音のエネルギー」に対する「壁内部に吸収される音のエネルギー」の割合である．	壁にエネルギー(Ei)の音が入射する時，一部は壁で反射され(Er)，一部は壁内部に熱エネルギーとして吸収され(Ea)，残りのエネルギーは壁の反対側に透過する(Et)．入射エネルギー(Ei)に対して，反射されなかったエネルギー(Ea)＋(Et)の比率を「吸音率」という．問題文は「壁を透過する音のエネルギー」が抜けているため誤り．(この問題は，コード「23082」の類似問題です．) 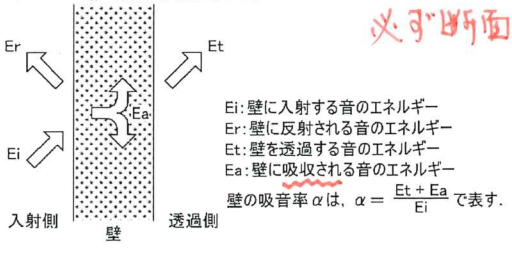 Ei：壁に入射する音のエネルギー Er：壁に反射される音のエネルギー Et：壁を透過する音のエネルギー Ea：壁に吸収される音のエネルギー 壁の吸音率 α は，$\alpha = \frac{Et + Ea}{Ei}$ で表す．	×

コード	大項目	小項目	問題	解説	解答
28103	音響	遮音特性	単層壁による遮音において，同一の材料で壁の厚さを薄くしていくと，コインシデンス効果による遮音性能の低下の影響範囲は，より低い周波数域へ拡大する．	コインシデンス効果とは，ある周波数の音が壁体に斜め入射する際，空気中の音波の壁面上での音圧の山・谷と板の曲げ振動の山・谷が一致したときに板の曲げ振動が大きくなる現象をいう．また，単層壁の材料の厚さを増した場合，コインシデンス効果による遮音低下の影響は，より低い周波数へ拡大する．問題文は「厚さを薄くし」とあるため誤り．（この問題は，コード「13062」の類似問題です．） 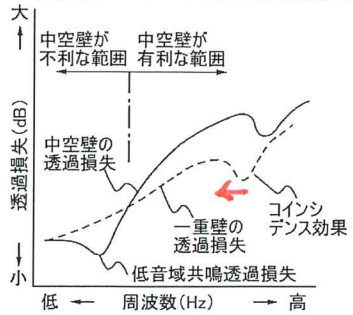	×
24072	音響	遮音特性	複層ガラス（厚さ3mmのガラス2枚と乾燥空気を封入した6mmの中空層とからなる）は，その面密度の合計と同じ面密度をもつ単板ガラス（厚さ6mm）に比べて，断熱性能に優れるだけでなく，500Hz付近の中音域の遮音性能においても優れる．	複層ガラスは，同じ面密度をもつ単板ガラスに比べて，一般に，断熱性能に優れるが，250～500Hz付近の音に対しては，ガラスと空気層による共鳴透過現象が起こるため透過損失は低下する．ただし，1,000Hz付近以上の音に対しては単板ガラスより高い遮音性能を示す．（この問題は，コード「21101」の類似問題です．）	×
29092	音響	減衰	空気中を伝搬する音のエネルギーの一部は，空気の粘性や分子運動等によって吸収され，その吸収率は，周波数が低くなるほど大きくなる．	音源から伝搬する音の強さ（エネルギー）は，距離による減衰のほか，空気の粘性や分子運動により吸収される減衰がある．屋外において，遠方の音源から伝搬する音の強さは，空気の音響吸収によって高音域ほど減衰する（低音は音響エネルギーが大きく減衰しにくい）．	×
20062	音響	音感	音圧のレベルが等しい純音を聴くと，一般的に，1,000Hzの音より100Hzの音のほうが大きく感じられる．	人が感じる音の大きさのレベルは，1,000Hzの純音の音圧レベルを基準としている．同じ音圧レベルでもその音の周波数が異なれば，人が感じる音の大きさ（ラウドネス）は異なり，音の大きさの感覚量は，音圧レベルが一定の場合，低音域で小さく，3～4kHz付近で最大となる．（この問題は，コード「13061」の類似問題です．） 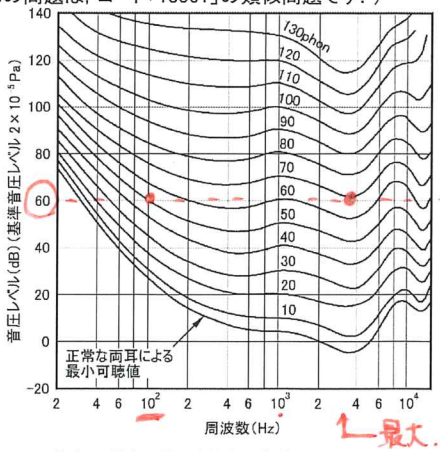 ＜純音に対する等ラウドネス曲線（ISO R 226）＞	×
27043	換気	中性帯	大きさの異なる上下の二つの開口部を用いて，無風の条件で温度差換気を行う場合，中性帯の位置(高さ)は，有効開口面積の小さいほうの開口部に近づく．	温度差換気の場合，開口部が大きいほうの室内外の圧力差は小さくなるため，中性帯（室内の気圧が外気圧（大気圧）と等しくなる垂直方向の位置）の位置は開口部の大きいほうへと近づくことになる．（この問題は，コード「19024」の類似問題です．） 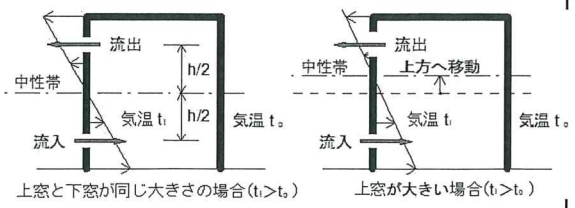	×

コード	大項目	小項目	問題	解説	解答
25033	換気	換気量	ある建築物の容積の異なる二つの室において，室内の二酸化炭素発生量(m^3/h)及び換気回数(回/h)が同じ場合，定常状態での室内の二酸化炭素濃度(%)は，容積が小さい室より大きい室のほうが高くなる．	定常状態における室内の二酸化炭素濃度は，次式により求められる．Co，M，Qの値が同じである場合，定常状態における室内の二酸化炭素濃度は，室の容積に関わらず一定である．問題文の前提条件より，室の容積に大小があり，換気回数が同じという事は，「換気回数＝換気量／室容積」より，容積の大きな室の方が，換気量(Q)は大きいということである．よって，定常状態での室内の二酸化炭素濃度は，容積が大きい室(換気量が大)より，小さい室(換気量が小)のほうが高くなる $C = Co + \frac{M}{Q}$ C：室内の汚染物質濃度 Co：外気の汚染物質濃度 M：単位時間あたりの室内における汚染物質発生量 Q：必要換気量(導入外気量)	×
23134	換気	ガラリ計算	同風量用の外気取入れガラリと排気ガラリでは，一般に，通過風速を高くできることから，外気取入れガラリのほうが必要な正面面積は小さくなる．	一般に，通過風速は「排気4m/sec以下」「給気3m/sec以下」程度に設定する必要があり，排気ガラリのほうが，通過風速を高くできることから，必要な正面面積は小さくなる．	×
26023	換気	換気計画	半密閉型燃焼器具においては，室内空気を燃焼用に用いないため，室内の酸素濃度の低下に起因する不完全燃焼が発生することはない．	密閉式燃焼器具は，燃焼用の新鮮空気を屋外から直接取り入れ，燃焼後の排ガスを屋外に直接排出する燃焼機器をいい，BF式(自然給排気)とFF式(強制排気式)の2種類がある．半密閉式燃焼器具は，燃焼用の空気を屋内で取り入れ，排ガスを屋外に排出するものである．	×
25123	空調設備	空調方式	空気調和機の冷温水コイルまわりの制御については，一般に，二方弁制御より三方弁制御のほうがポンプ動力を減少させることができる．	三方弁制御は定流量方式(CWV)であるが，二方弁制御は負荷の変動に応じて流量を制御する変流量方式(VWV)であるため，二方弁制御の方がポンプ動力を低減することができる．	×
17184	空調設備	空調方式	空気調和設備におけるVAV方式は，室内の冷暖房負荷に応じて，主として，吹出し空気の温度を変化させる方式である．	問題文はCAV(定風量)方式の説明である．「VAV(変風量)方式」は，吹出し温度を一定とし，負荷に応じて送風量を調節することで室温を制御する空調方式である．定風量方式(CAV)に比べ，送風量の低減を図れるため送風機のエネルギー消費量を節約することができる．	×
28112	空調設備	吸収式冷凍機	吸収冷凍機は，一般に，同一容量の遠心冷凍機に比べて，冷却水量が少ない．	吸収式冷凍機は，圧縮機を駆動する遠心冷凍機に比べて，駆動用の電動機を使用しないので，電力消費量が少なく，騒音・振動も小さいが，凝縮器の他に吸収器の冷却にも冷却水を要するため，冷却塔の容量は大きくなる．(この問題は，コード「24112」の類似問題です．)	×
30122	空調設備	冷却塔	空調熱源用の冷却塔の設計出口水温は，冷凍機の冷却水入口水温の許容範囲内の高い温度で運転したほうが，省エネルギー上有効である．	冷凍機の凝縮器では，凝縮した熱を冷却水に与え，その熱を冷却塔で放熱(冷却)する．冷却塔の設計出口水温は，一般に，冷凍機の冷却水入口水温の許容範囲内の低い温度で運転したほうが，省エネルギー上有効である．	×
22121	その他	用語	遠心冷凍機の冷水出口温度を低く設定すると，成績係数(COP)の値は高くなる．	冷凍機の冷水出口温度を低くすると，圧縮機の所要入力は大きくなるため，成績係数(COP)の値は低下する．	×

「計画」のピックアップ問題

コード	大項目	小項目	問題	解説	解答
30071	建築計画	駐車場	排気量250ccクラスのオートバイの駐車場の計画において，平行駐車の1台当たりの駐車区画の寸法を，幅60cm，長さ230cmとした．	オートバイの寸法は，一般的に，50ccクラスで幅65cm，長さ180cm程度，750ccクラスで幅85cm，長さ220cm程度となる．排気量50cc～250ccクラスのオートバイの1台当たりの駐車スペースは，幅90cm×長さ230cm程度とするのが望ましい．問題文は「幅60cm」とあるため誤り． 人が横に立つ寸法	×
28054	建築計画	風対策	ビル風対策としての植栽計画においては，耐風性の高い樹種を選定するとともに，低木を避け高木を風向きと平行となる向きに並べて配置することが有効である．	ビル風対策としての植栽計画においては，耐風性の高い樹種を選定するとともに，低木と高木を併せて風向きと直行となる向きに並べて配置することが有効である． 「そうしないとダメ」という話ではない． 計画のスタンダードと思ちし合わせて	×
19163	高齢者・身障者等	階段	階段は，段鼻の位置を認識しやすいように，段鼻を注意色とするとともに蹴込み板のない形状とした．	視覚障害者は，蹴込み板により段の始まりを判断するため，蹴込み板を設けることが望ましい． ↖上り	×
27091	高齢者・身障者等	階段	病院の階段において，色彩の調和を図るため，段鼻に設けた滑止めと踏面は類似の色のものとした．	病院の階段において，段鼻に設けた滑止めと踏面は，高齢者や視覚障がい者が段鼻を識別しやすいよう，異なる色相や，明度差の大きいものとすることが望ましい． ↘下り 状況イメージ	×
28094	高齢者・身障者等	劇場	劇場，競技場等の計画において，客席・観覧席の出入口から車いす使用者用客席・観覧席へ至る客席・観覧席内の通路は，有効幅員を120cm以上とするとともに，区間100m以内ごとに車いすが転回することができる140cm角以上のスペースを設ける．	客席・観覧席の出入口から車いす使用者用客席・観覧席へ至る客席・観覧席内の通路は，有効幅員を120cm以上とするとともに，区間50m以内ごとに車いすが転回することができる140cm角以上のスペースを設ける．問題文は「区間100m以内」とあるため誤り． 140cm＜150cmがXではない． 180°方向転換のスペース 状況イメージ．	×
26114	都市計画	制度	総合設計制度は，敷地規模が大きく，敷地内に広場等の公開空地を有し，建築物の形態も良好な建築計画について，都市計画法に基づき，容積率及び形態の制限を緩和し，市街地環境の整備改善を促進する制度である．	「総合設計制度」とは，建築物が密集する市街地において，公共的な空間を補充する目的で1970年に創設された制度であり，敷地が一定規模以上で，敷地内に公開空地を有し，総合的な配慮がなされた良好な建築計画について，容積率及び形態の制限を緩和し，市街地環境の整備改善を促進する制度である（建築基準法59条の2）．問題文には「都市計画法に基づき」とあるため誤り．他の情報に目が行く． → この仕掛けが1番難しい．	×
02152	図書館	建築作品	朝霞市立図書館本館（埼玉県，1987年）は，成人開架と児童開架をL字型平面に振り分け，自習室を設けず，閲覧席を少数にするなど，貸出を重視した図書館である．	朝霞市立図書館本館（埼玉県，1987年，和(やまと)設計事務所）は，1980年代以降の図書館に見られる「より規模の大きな図書館，より多様で高度なサービス」という要望に応える形で，床面積と開架冊数の量的拡大，館内読書や調べものへの対応という質的変化，住民の交流拠点という機能が備えられている．問題文は，「日野市立中央図書館」の特徴であるため誤り． 「朝霞市立図書館」を聞いてるのではない．	×
23034	保存・再生	建築作品	東京駅丸の内駅舎（東京都千代田区）は，辰野金吾が設計した赤レンガのファサードをもつ駅舎であり，総合設計制度を適用して未利用容積を別の敷地に売却して事業費を捻出し，戦災により焼失した部分の復元を行っている．	東京駅丸の内駅舎（東京都千代田区）は，辰野金吾の設計により1945年に竣工した赤レンガのファサードをもつ駅舎であり，戦災により南北のドーム，屋根等を焼失し，戦後，3階建てから2階建てへ修復された．2002年に特例容積率適用地区制度の指定を受け，未利用容積を周辺の複数のビルに売却して事業費を捻出し，戦災により焼失した部分の復元，地階の増床及び免震工事等が行われている． 「Aは．Bのため．Cである．」 Bの仕掛けは難しい．	×
23021	西洋建築史	ロマネスク	ヴォルムス大聖堂は，東西両端にアプスを対置させた二重内陣，三廊式のバシリカで，東西の内陣と交差部とに塔をもつドイツのバロック建築である．	ヴォルムス大聖堂(12世紀～)は，東西両端にアプス（半円形の張り出した空間）を対置させた二重内陣，身廊の両側に側廊を設ける三廊式のバシリカで，アーチ型の装飾による壁面の文節，東西の内陣と交差部とに塔をもつドイツの盛期ロマネスク建築である．初期ロマネスク教会堂の標準形式は，壁面を石造，天井と屋根を木造とする平天井のバシリカであるが，盛期ロマネスクでは，天井は石造の交差ヴォールトで構成され，壁面の付柱から伸びる半円のアーチによって縁取られる．これによって身廊は明瞭に分節され，高窓も柱を相互に連結するアーチになり，後のゴシック建築の構成に近づいている． ヴォルムスを知らなくても「バロックぽくない」で得点できた．	×
26201	マネジメント	用語	LCMは，建築物の機能や効用の維持又は向上を図りつつ，建築物をその生涯にわたって管理することであり，LCCを最大化することが大きな目的である．	建物のライフサイクルとは，建物の企画から，設計・施工・運用・改修等を経て解体に至るまでの建物の一生涯をいう．LCM（ライフ・サイクル・マネジメント）は，建物の生涯の各段階に着目してトータルでの計画・管理を行うことであり，LCC（ライフ・サイクル・コスト）の低減を行うことが大きな目的の一つである．問題文は「最大化」とあるため誤り． 問題文にあえてカッコを書いていない．⇒ 自分で補足する．	×

・知らない知識が出題されても怠らない。
カコ問からしぼり込む．すり替えがないか．
・新問が難問とは限らない．難問は皆難しい。

「法規」のピックアップ問題

コード	大項目	小項目	問題	解説	解答
28014	用語の定義	特殊建築物	延べ面積2,000㎡の警察署は，「特殊建築物」である．	特殊建築物（通称：特建）については「法2条第二号」に載っており，条文の最後に「これらに類する用途に供する建築物」とある．ゆえに，「特建かどうか？」を判定する場合は規模ではなく，用途によって決まる．その用途については，基準法の最後にある「別表1(い)欄」で判断できる．ここをチェックして，載ってない場合は「特建」に該当しない．問題文の「警察署」は「別表1(い)欄」のいずれにも該当しないため特建ではない．	×
25013	エレベーター等	エレベーター	建築物に設ける，物を運搬するための昇降機で，かごの水平投影面積が1㎡以下で，かつ，天井の高さが1.2m以下のものは，「建築設備」に該当しない．	「令129条の3」に「昇降機」について載っており，その「三号」より，「物を運搬するための昇降機で，かごの水平投影面積が1㎡以下で，かつ，天井の高さが1.2m以下のものは，小荷物専用昇降機である．」とわかる．また，「法2条第三号」より，「昇降機で，建築物に設けるものは，建築設備である．」とわかる．よって誤り．	×
01014	用語の定義	大規模の修繕	木造，地上2階建ての建築物において，土台の過半について行う修繕は，「大規模の修繕」に該当する．	「法2条第十四号」に「大規模の修繕」の解説が載っており，そこを訳すと「1種類以上の主要構造部の過半を修繕することを大規模の修繕という．」とわかる．また，「法2条第五号」の「主要構造部」をチェックすると，「土台」は主要構造部に含まれない．ゆえに，問題文の場合は「大規模の修繕」に該当しない．（この問題は，コード「23014」の類似問題です．）	×
02034	確認申請，用語の定義	大規模の修繕	「木造，延べ面積150㎡，高さ8m，平家建ての集会場の屋根の大規模の修繕」は，確認済証の交付を受ける必要がある．	「法6条」に「申請が必要な建物条件」について載っており，そこを訳すと「法6条第一号～三号条件に該当する建物における大規模の模様替の場合には申請義務が生じる．」とわかる．問題文の建物は，「一号～三号条件」のいずれにも該当しない．よって，主要構造部（法2条第五号）である屋根の過半の修繕（大規模の修繕）であっても，確認済証の交付を受ける必要はない．	×
22033	確認申請	新築	都市計画区域内における「木造，延べ面積10㎡，平家建ての倉庫の新築」は，確認済証の交付を受ける必要がない．	問題文の建物は，「法6条」の「一～三号」条件のいずれにも該当しないが，「四号」条件である「都市計画区域内における建築」に該当するため申請義務が生じる．問題文は誤り．	×
24121	確認申請	適合性判定	建築物を新築する場合，高さが60mを超える建築物で，荷重及び外力によって建築物の各部分に連続的に生ずる力及び変形を把握すること等の所定の基準に従った構造計算を行ったものは，構造計算適合性判定の対象となる．	「法6条の3」より，「建築主は，申請に係る建築物の計画が特定構造計算基準(法20条二号イ又は三号イの政令で定める基準に従った構造計算で，「二号イに規定する方法（=「保有水平耐力計算」，「限界耐力計算」，「許容応力度等計算」）」，「二号イのプログラム」，「三号イのプログラム」のいずれか）に適合するかどうか確認審査を要するものであるときは，原則として，知事の構造計算適合性判定を受けなければならない．」とわかる．問題文の「高さが60mを超える建築物」は，「法20条第一号」に該当するため，大臣の認定が必要だが，構造計算適合性判定は不要である．よって誤り．（この問題は，コード「20053」の類似問題です．）	×
24121	確認申請	適合性判定	高さが15mの鉄筋コンクリート造の建築物で，保有水平耐力計算又はこれと同等以上に安全性を確かめることができる所定の基準に従った構造計算を行ったものは，構造計算適合性判定の対象とならない．	「法6条の3」より，「建築主は，申請に係る建築物の計画が特定構造計算基準に適合するかどうか確認審査を要するものであるときは，原則として，知事の構造計算適合性判定を受けなければならない．」とわかる．問題文の「保有水平耐力計算を行ったもの」は，「法20条第二号イに規定する方法」に該当するため構造計算適合性判定の対象となる．	×
02044	確認申請	仮使用	建築主は，鉄骨造，延べ面積200㎡，平家建ての飲食店を新築する場合においては，検査済証の交付を受けた後でなければ，建築物を使用してはならない．	「法7条の6」より，「法6条第1項第一号から第三号までの建築物を新築，増築，改築，移転，大規模の修繕 若しくは 大規模の模様替の工事で，避難施設等に関する工事を含むものをする場合，建築主は，原則として，検査済証の交付を受けた後でなければ，当該避難施設等に関する工事に係る建築物又は建築物の部分を使用してはならない．」とわかる．問題文の建物は，「一号から三号」には該当しないため，検査済証の交付を受ける前であっても，建築物を使用することができる．	×

コード	大項目	小項目	問題	解説	解答
01034	用途変更，類似用途	用途変更	「第1種住居地域内において，鉄筋コンクリート造，延べ面積500㎡，地上2階建ての診療所（患者の収容施設があるもの）の，有料老人ホームへの用途変更（大規模の修繕又は大規模の模様替を伴わないもの）」は，確認済証の交付を受ける必要がある．	問題文は「診療所（患者の収容施設があるものに限る．）から有料老人ホーム（令19条より，児童福祉施設等に該当．）への用途変更」についての記述であり，「令137条の18第三号」より「類似用途相互間の用途変更」に該当するため，この場合，規模にかかわらず申請義務は生じない．	×
25042	用途変更	完了届	建築主は，鉄骨造，延べ面積300㎡，地上2階建ての飲食店を物品販売業を営む店舗とする用途の変更に係る確認済証の交付を受けた場合において，当該工事を完了したときは，建築主事の検査を申請しなければならない．	「法87条」に「建物の用途を変更し，法6条第一号条件に該当する特建となる場合の確認申請を行うときは，法6条又は法6条の2の規定（建築主事又は指定確認検査機関による確認）を準用し，また，その工事が完了したときは，「法87条」において，「第7条1項中「建築主事の検査を申請し」とあるのは「建築主事に届け出なければならない」と読み替える」と規定されている．これは，完了届けの届け出であって，完了検査の申請ではない（完了検査不要）．問題文は誤り．	×
30041	確認申請	安全上の措置	既存の地上5階建ての病院（5階における当該用途に供する部分の床面積の合計が2,000㎡のもの）に設けた非常用の照明装置に用いる照明カバーの取替えの工事の施工中に，当該建築物を使用する場合においては，当該建築主は，あらかじめ，工事の施工中における建築物の安全上，防火上又は避難上の措置に関する計画を作成して特定行政庁に届け出なければならない．	「法90条の3」，「令147条の2第二号」より，「病院の用途で5階以上の階における床面積の合計が1,500㎡を超えるもので，新築工事又は避難施設等に関する工事の施工中に，その建物を使用する場合には，安全上等の措置に関する計画を作成し，行政庁に届け出なければならない．」とわかる．ただし「法7条の6」，「令13条の2」より，「非常用の照明装置に用いる照明カバーの取替えの工事は，避難施設等に関する工事に含まれない軽易な工事に該当する．」とわかる．よって，「安全上の措置等に関する計画の届出」については必要ない．	×
01073	非常用エレベーター	構造	延べ面積10,000㎡，高さ60m，地上15階建ての事務所（主要構造部を耐火構造とした耐火建築物）において，非常用エレベーターの乗降ロビーの天井及び壁の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料でし，かつ，その下地を準不燃材料で造った．	「令129条の13の3第3項」に「非常用エレベーターの乗降ロビーの構造」の解説が載っており，その「五号」に「天井及び壁の室内に面する部分は，仕上げを不燃材料でし，かつ，その下地を不燃材料で造らなければならない．」とある．ゆえに，問題文は誤り．（この問題は，コード「18083」の類似問題です．）	×
27101	配管設備	風道	階数が3以上で延べ面積が3,000㎡を超える建築物に設ける換気設備の風道で，屋外に面する部分については，不燃材料で造らなければならない．	「令129条の2の4」に「配管設備の構造」の解説が載っており，その「六号」を訳すと「地階を除いた階数が3，地階に居室を有する，延べ面積が3,000㎡を超えるのいずれかの条件に該当する建物に設ける風道等は，屋外に面する部分等を除き，不燃材料で造らなければならない．」とわかる．問題文は「屋外に面する部分」とあるため，不燃材料以外のもので造ることができる．（この問題は，コード「17095」の類似問題です．）	×
29112	構造計算	保有水平耐力	保有水平耐力計算においては，高さ25mの鉄筋コンクリート造の建築物の地上部分について，保有水平耐力が必要保有水平耐力以上であることを確かめた場合には，層間変形角が所定の数値以内であることを確かめなくてもよい．	「令82条（前段）」より，「保有水平耐力計算は，①.「許容応力度計算（令82条各号）」，②.「層間変形角」，③.「保有水平耐力」，④.「屋根ふき材計算」の構造計算による．」とわかる．この①.から④.の一連の構造計算で「保有水平耐力計算」となるため，②.「層間変形角」を省略することはできない．よって誤り．（この問題は，コード「23144」の類似問題です．）	×
25112	構造方法	構造仕様規定と構造計算の組合せ	保有水平耐力計算によって安全性が確かめられた場合，鉄筋コンクリート造の基礎（布基礎の立上り部分を除く．）の鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さは，捨コンクリートの部分を除いて6cm未満とすることができる．	「令79条」より，「鉄筋コンクリート造の基礎（布基礎の立上り部分を除く．）の鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さは，捨コンクリートの部分を除いて6cm以上としなければならない．」とわかる．また，「令36条2項第一号」より，保有水平耐力計算（令81条2項第一号イに掲げる構造計算）によって安全性が確かめられた場合でも，鉄筋コンクリート造に関する規定（第六節）のうち，「令79条」は，適用除外とならない．よって問題文は誤り．（この問題は，コード「24113」の類似問題です．）	×
23064	耐火構造等	防火性能	耐力壁である防火構造の外壁に必要とされる防火性能は，建築物の周囲及び屋内において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に，加熱開始後30分間構造耐力上支障のある変形，溶融，破壊その他の損傷を生じないものでなければならない．	「令108条」に「防火構造の防火性能」の解説が載っており，そこに「①.非損傷性」（一号），「②.遮熱性」（二号）の2つの性質別に必要な性能が順に規定されている．ここをわかりやすく解説すると，「①.非損傷性」とは「火災が起きた際，一定時間壊れないこと．」，「②.遮熱性」とは「火災が起きた際，一定時間熱が他の部分へ伝わらないこと．」をいう．問題文には，「建築物の周囲及び屋内において発生する通常の火災」とあるが，防火性能は，「屋内の火災」を対象としていない．	×

コード	大項目	小項目	問題	解説	解答
01091	用語の定義	準不燃材料	建築物の外部の仕上げに用いる準不燃材料は，通常の火災による火熱が加えられた場合に，加熱開始後10分間，燃焼せず，防火上有害な変形，溶融，き裂その他の損傷を生じないものであって，避難上有害な煙又はガスを発生しないものでなければならない．	「令1条第五号」，「令108条の2」より，「準不燃材料として，建築物の外部の仕上げに用いる建築材料には，火災による火熱が加えられた場合に加熱開始後10分間，燃焼しないものであり，かつ，防火上有害な変形等の損傷を生じない性能が要求される．」とわかる．問題文には「避難上有害な煙又はガスを発生しないもの」とあるが，この性能は，外部の仕上げに用いる場合は要求されないため誤り．（この問題は，コード「24093」の類似問題です．） 第1フォーカスポイント　一号 二号 三号（外部不要）	×
02181	防火地域	準防火地域（耐火建築物）	準防火地域内においては，延べ面積400㎡，平家建ての事務所のみの用途に供する建築物は，耐火建築物若しくは準耐火建築物又はこれらと同等以上の延焼防止時間となる建築物としなければならない．	「法61条」より，「防火・準防火地域内にある建物の「壁，柱，床その他の建築物の部分を通常の火災による周囲への延焼を防止するためにこれらに必要とされる性能に関して，政令で定める技術的基準に適合するものとしなければならない．」とわかる．その政令基準については，「令136条の2」に載っており，その各号より，①.「防火地域・準防火地域内の耐火建築物」，②.「防火地域・準防火地域内の準耐火建築物」，③.「準防火地域内の外壁防火の建築物（木造等）」，④.「準防火地域内のその他の建築物」に分けられる．準防火地域内において，階数が2以下で延べ面積が500㎡以下のものは，③又は④に該当するため，「耐火建築物若しくは準耐火建築物又はこれらと同等以上の延焼防止時間となる建築物」以外の建築物とする事ができる．よって誤り．	×
17082	内装制限	特建条件	耐火建築物である延べ面積500㎡，地上3階建の旅館で，当該用途に供す3階の部分の床面積の合計が200㎡のものは，原則として，内装の制限を受ける．	「令128条の4第一号表」に該当する「特建」には内装制限が適用される．問題文の建物は「旅館」であり，「別表1」より(い)欄（二）項特建に該当し，また，耐火建築物であるため，「令128条の4第一号表中の（二）」より，「旅館の用途に供する3階以上の床面積の合計が300㎡以上」の場合，内装制限を受けるが，問題文は，「200㎡」であり，これに該当しない．また「令128条の4第2項，3項（=規模条件）」にも該当しないため，内装制限は受けない．よって問題文は誤り． 特建・キボ　ダブルチェック!!	×
27082	内装制限	規模内装	延べ面積1,100㎡，地上2階建ての博物館において，2階にある展示室から地上に通ずる主たる廊下，階段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを，難燃材料とした．	「法35条の2」，「令128条の4第3項」より「階数が2で延べ面積が1,000㎡を超える建物の場合には内装制限を受ける．」とわかる．その制限内容は「令128条の5第4項」に載っており，そこを訳すと「階数が2で延べ面積が1,000㎡を超える建物の場合，その居室から地上に通ずる主たる廊下等の壁および天井の室内に面する仕上げを準不燃材料もしくは準不燃材料同等品で大臣が定めた組合わせとしなければならない．」と規定されている． 制限 → 仕様　確認を．	×
02072	歩行距離	歩行距離	主要構造部を耐火構造とした地上15階建ての共同住宅において，15階の居室及びこれから地上に通ずる主たる廊下，階段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料でした場合，当該居室の各部分から避難階又は地上に通ずる直通階段の一に至る歩行距離は，60m以下としなければならない．	「令120条」に「直通階段の設置」について載っており，問題文中，「共同住宅」で主要構造部が耐火構造 とあるため，表中（二）より，歩行距離は「50m」とわかる．また，問題文には「居室及び通路部分の壁・天井の仕上げを準不燃」とあり，通常，2項の「+10m緩和」を適用できるが，問題文の場合「15階建て」であるため「+10m緩和」を適用することはできない．したがって，「歩行距離」は 50m以下となる．（この問題は，コード「29093」の類似問題です．） 準不燃で±0．	×
29083	2直階段	2直階段	主要構造部を準耐火構造とした，延べ面積1,000㎡，地上2階建ての物品販売業を営む店舗で，2階における売場の床面積の合計が500㎡のものは，2以上の直通階段を設けなくてもよい．	「令121条」に「2直階段の設置条件」について載っており，そこを訳すと「令121条各号のうち，いずれかに該当する場合は2直階段の設置が必要．」とわかる．問題文の建物は「物販店舗」であり，「二号」条件をチェックすると，「店舗（床面積の合計が1,500㎡を超える場合に限る）の用途で使用する階で，その階に売場がある場合」とある．問題文にある建物の床面積は1,500㎡を超えていないため「二号条件」には該当しない．また，「一号」，「三号」，「四号」，「五号」条件のいずれにも該当しない．次に「六号ロ」条件をチェックすると，問題文の建物の場合，「2項」の「倍緩和」が適用され，「六号ロ」条件は「5階以下の階でその階における居室の床面積の合計が避難階の直上階にあつては400㎡（＝200㎡×2）を超えるもの」となる．よって，2直階段の設置義務が生じる．（この問題は，コード「19084」の類似問題です．） ダブルチェック!	×
19073	ヒナン階段・特別ヒナン階段	屋内避難階段の構造	屋内に設ける避難階段の階段室は，開口部，窓又は出入口の部分を除き，準耐火構造の壁で囲み，階段室の壁の室内に面する部分は，仕上げを不燃材料でし，かつ，その下地を不燃材料で造らなければならない．	「令123条1項」に「屋内に設ける避難階段の構造」について載っており，その「一号」より「階段室は，開口部，窓又は出入口の部分を除き，耐火構造の壁で囲み」，さらに，「二号」より「階段室の天井及び壁の室内に面する部分は，仕上げ・下地ともに不燃材料としなければならない．」とわかる．問題文は準耐火構造とあるため誤り． 仕上げ・下地に目が行きがち．	×

「法規」のピックアップ問題

コード	大項目	小項目	問題	解説	解答
01144	道路	位置指定	土地を建築物の敷地として利用するため袋路状道路を築造する場合，特定行政庁からその位置の指定を受けるためには，その幅員を6m以上とし，かつ，延長を35m以下としなければならない．	「法42条第五号」に「政令基準に適合するように築造した道で，行政庁より位置指定を受けた幅員4m以上の道路は法定道路に該当する．」とある（通称：位置指定道路）．また，その「政令基準」については「令144条の4」に載っており，そこを訳すと「一号にあるイ～ホのいずれかに該当し，かつ，二号～五号の基準を満たせば行政庁より位置指定を受けることができる．」とわかる．問題文にある「幅員を6m以上」，「延長を35m以下」という2つの条件は共に一号条件であるためどちらかを満たせばよい．（この問題は，コード「14125」「25142」の類似問題です．）	×
02142	道路内建築・壁面線	地盤面下	道路の地盤面下に，建築物に附属する地下通路を設ける場合，特定行政庁の許可を受ける必要がある．	「法44条」に「道路内建築制限」について載っており，その「一号」より「道路内には建物を建築してはならない．（通称：道路内建築制限）ただし，地盤面下に設ける場合は道路内の建築制限は適用除外（＝建物を設ける場合に許可不要）となる．」とわかる．よって誤り．（この問題は，コード「29144」の類似問題です．）	×
25231	建築士法	免許取消	一級建築士が虚偽又は不正の事実に基づいて免許を受けたことが判明したときは，国土交通大臣は，中央建築士審査会の同意を得たうえで，免許を取り消さなければならない．	「士法9条」に「免許の取消し」の解説が載っており，その「四号」より「建築士が虚偽又は不正の事実に基づいて免許を受けた者であることが判明した時，大臣または知事は，免許を取り消さなければならない．」とわかるが，中央建築士審査会の同意は不要であるため誤り．	×
02212	業務	工事監理	工事監理を行う建築士は，工事が設計図書のとおりに実施されていないと認めるときは，直ちに，工事施工者に対して，その旨を指摘し，当該工事を設計図書のとおりに実施するよう求め，当該工事施工者がこれに従わないときは，その旨を特定行政庁に報告しなければならない．	「士法18条3項」より，「建築士は工事監理を行う場合において，工事が設計図書のとおりに実施されていないと認めるときは，直ちに施工者に対してその旨を指摘し，設計図書のとおりに実施するよう求め，施工者がそれに従わないときには，建築主に報告しなければならない．」とわかる．問題文は「特定行政庁に報告」とあるため誤り．	×
03223	業務	構造一級・設備一級	構造設計一級建築士は，一級建築士でなければ設計できない建築物のうち，建築基準法第20条第1項第一号又は第二号に該当するものの構造設計を行って，その構造設計図書に構造設計一級建築士である旨の表示をした場合であっても，構造計算によって建築物の安全性を確かめた旨の証明書を設計の委託者に交付しなければならない．	「士法20条2項」より，「建築士は，構造計算によって建築物の安全性を確かめた場合，その旨の証明書を設計の委託者に交付しなければならない．ただし，次条（士法20条の2）第1項又は第2項の規定の適用がある場合は，この限りでない．」とわかる．つまり，①「構造設計一級建築士の関与が義務づけられた建築物」で，②「構造設計一級建築士が構造設計を行い（又は，それ以外の一級建築士が構造設計を行い，構造設計一級建築士に確認を求め）」，③「その構造設計図書に構造設計一級建築士である旨の表示をした場合」の条件が揃えば，証明書の交付義務はない．問題文の場合，①.②.③.の要件を満たしているため，当該証明書を設計の委託者に交付しなくてもよい．よって誤り．	×
28213	設計受託契約等	契約の内容	延べ面積200㎡の建築物の新築に係る設計受託契約の当事者は，契約の締結に際して，作成する設計図書の種類，設計に従事することとなる建築士の氏名及びその者の一級建築士，二級建築士又は木造建築士の別，報酬の額及び支払いの時期，契約の解除に関する事項，その他所定の事項について書面に記載し，署名又は記名押印して相互に交付しなければならない．	「士法22条の3の3」より，「延べ面積が300㎡を超える建築物の新築に係る設計受託契約又は工事監理受託契約の当事者は，所定の事項について書面に記載し，署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない．」とわかる．問題文は「延べ面積200㎡」とあるため，その必要はない．	×
01231	事務所	管理建築士講習	二級建築士として3年以上の設計等の業務に従事した後に管理建築士講習の課程を修了した者が，新たに一級建築士の免許を受けて一級建築士事務所の管理建築士になる場合には，改めて管理建築士講習を受けなければならない．	「士法24条」に「事務所の管理」の解説が載っており，その「2項」より，「管理建築士は，建築士として3年以上の設計その他省令で定める業務に従事した後，管理建築士講習の課程を修了した建築士でなければならない．」とわかる．管理建築士講習に一級・二級の区別はないため，二級建築士の時点で管理建築士となった者が，一級建築士の免許を受けて一級建築士事務所の管理建築士になる場合は，改めて管理建築士講習を受ける必要はない．	×
28291	管理建築士，帳簿・図書	書面の交付	建築士事務所の開設者は，他の建築士事務所の開設者から設計及び工事監理以外の業務を受託する場合においては，契約締結後，遅滞なく，所定の事項を記載した書面を交付しなければならない．	「士法24条の8」に「書面の交付」の解説が載っており，そこを訳すと「建築士事務所の開設者は，設計又は工事監理の受託契約を締結したときは，所定の事項を記載した書面を当該委託者に交付しなければならない．」とわかるが，設計又は工事監理以外の業務を受託する場合には，書面の交付は不要である．（この問題は，コード「26234」の類似問題です．）	×

昨年の合格者「本番で悩んだ事や心構え等」座談会資料より

あんじぇらさん

〇理解できずに捨てた範囲もありますが、「私はほぼ過去問を把握している」という気持ちがあったので、落ち着いていました。それは、初出の問題は正解率も低く、そこで勝負にはならないと分かっていたためです。2021 年で初出問題が多かった計画科目でも、「私だけではなく皆困っているだろうな」と感じ、落ち着くことができました。

シーサーさん

〇計画が難しかったので焦ったのですが、例年以上に取りこぼしが命取りになると考え、今まで見たことのある問題を確実に得点することを意識しながら問題を解きました。その際、模試でミスした内容や直前期のアドバイスをメモした試験当日の注意事項を思い出しながら試験に望みました。

チロルさん

〇アウトプットをしているからか他の受験生より解く時間がかかっているように感じ、焦りはありました。しかし、アウトプットをしないと取りこぼしをする確率が高くなるということは分かっていたので、自分を信じて周りを気にせずに取り組みました。また、「正解している自信なんかみんなない」「自分が悩む問題はみんな悩む」「多数派はどっちを選択するか」「みた事がない問題でもフォーカスポイントに着目すれば解ける」そんなことを意識しながら挑みました。